

千曲市社会福祉協議会課長会議規程

(設置)

第1条 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「社協」という。）運営の基本方針、重要施策等について協議及び決定し、社協運営の適正かつ効果的な執行を図るため、千曲市社会福祉協議会課長会議（以下「課長会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 課長会議は、局長、課長、所長並びに館長（以下「課長等」という。）をもって、組織する。

2 課長会議に幹事を置き、総務係長、会計担当をもって充てる。

(会議)

第3条 課長会議は、「定例会」及び必要に応じてその都度開催する「臨時会」とする。

2 課長会議は、局長が招集し、主宰する。

3 課長会議は、課長等が都合により欠席する場合は、代理出席を認める。

4 課長会議は、必要に応じて、別に定める会議等に付託し、又は関係担当者等を出席させ、意見を求める事ができる。

5 幹事は、課長会議の運営に携わるとともに、意見を述べる事ができる。

(付議事項)

第4条 課長会議に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 各種計画、予算並びに財務状況、理事会、評議員会等社協運営の基本的な重要事項

(2) 重要な施策及び課題、新規事業を含む重要な事業又は異例に属する事項

(3) 社協の運営に重大な影響を及ぼす情報の交換及び伝達に関する事項

(4) 社協運営に重大な影響を与えると考えられる事項

(5) 組織、職制及び人事制度に関する事項

(6) 重要な事業の進捗状況の報告及び問題点に関する事項

(7) 他の会議において結論の得られない重要な事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(付議手続)

第5条 課長等は、課長会議に付議すべき事案があるときは、別記様式により課長会議の3日前までに局長に協議のうえ、関係資料を提出するものとする。

(決定事項の周知及び促進)

第6条 課長等は、課長会議において決定した事項を所属職員又は関係者に速やかに周知するとともに、これを促進しなければならない。この場合において局長が重要案件と認めた場合は、正副会長会に諮り決定した後でなければならない。

(庶務)

第7条 課長会議の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、課長会議の運営に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月20日から施行する。

別記様式（第5条関係）

千曲市社会福祉協議会課長会議付議事項協議書

担当部署

担当者

付議事項

施策の目的と概要等（箇条書き）

背景や現状（具体的に）

課題・問題点（具体的に）

関連する部署（市・社協など）